

(清算結了の届出)
第九十九条の十 清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。
(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第九十九条の一 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に關する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(不服申立ての制限)

第九十九条の十一 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
(裁判所の選任する清算人の報酬)

第九十九条の十三 裁判所は、第九十九条の三の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

(即時抗告)

第九十九条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(検査役の選任)

第九十九条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十九条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第一百条の見出しを「準用規定」に改め、同条第一項中「民法第六十条及び第六十一条第一項」を削り、並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条まで」を「及び一般社団法人及び一般財団法人」を削り、「民法第五十六条の仮理事」を「職務を行うべき者」を削り、「第一百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」を「民法第五十六条の六の一時理事」に改め、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは、「行政庁は、利害関係人」とを削り、同条第四項中「民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで」を「並びに」に改め、並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで」を削り、「民法第七十五条中「前条」とあるのは、「森林組合法第一百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法」を「同法」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第一百二十二条第一項第六号の一中「第九十八条の三第三項」を「第九十八条の九第三項」に改め、同項第六号の三中「第九十八条の三第四項」を「第九十八条の九第四項」に改め、同項第十一号中「第一百条第一項において準用する民法第六十条」を「第九十八条の十」に改め、同項第十七号中「第一百条第一項」を「第九十九条の八第一項」に改め、同項第二十号中「第一百条第四項において準用する民法第八十一条第一項」を「第九十九条の八第一項」に改め、同項第十八号中「第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第九十九条の六第一項」に改め、同項第十九号中「第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項」を「第九十九条の六第一項若しくは第九十九条の八第一項」に改め、同項第二十号中「第一百条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第九十九条の六第一項」に改める。
(森林組合法の一部改正) 第三百五十五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第三百五十五条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(種苗法の一部改正)

第三百五十六条 種苗法(平成十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第三百五十六条第一項中「民法第七十一条第三項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十九条第三項」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)

第三百五十七条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第三百五十七条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条」を「一般社団法人及び一般財

法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条」に改める。
第三百五十七条第二項中「民法第五十五条並びに「民法第五十五条中「総会」とあるのは、総会若しくは経営管理委員会」とを削り「前項」とあるのは「に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていなきに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
(農業經營基盤強化促進法の一部改正)
第三百五十五条 農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項第四号口中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第六条第三項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
第十一条の二第二項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第五条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第六条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。
(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)
第三百五十二条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第六条第三項中「民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)
第三百五十三条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財团法人」に改める。
第十八条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財团法人」に改める。
(緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の一部改正)
第三百五十四条 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財团法人」に改める。
第十三条中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又是一般財团法人」に改める。
(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)